資料２

下水道全体計画（汚水）の見直しについて

令和8年2月　下水道施設課

下水道全体計画とは

- 都市や地域において、
  「どのような下水道整備を目指すか」
  という長期的なマスタープラン

- 都市計画法や下水道法に基づき、
  「地形」、「人口動態」、「土地利用」
  の将来予測を立て、数十年先のゴールを設定

公共下水道事業を実施するには

- 全体計画（基本計画）

↓

- 都市計画決定（都市計画法）

↓

- 下水道法事業計画（下水道法）
- 都市計画法事業認可（都市計画法）

↓

- 設計施工

当市の下水道全体計画

- 昭和43年　原案作成に着手
- 昭和45年　原案決定
- 昭和47年　見直し（工業団地の追加）
- 昭和52年　見直し（高坂処理区の追加）
- 平成　2年　見直し（計画区域の拡大）
- 平成　6年　見直し（高坂処理区の見直し）
- 平成16年　見直し（上位計画の見直しによる）
- 平成23年　見直し（葛袋産業団地の追加）
- 平成30年　見直し（沢口町・殿山町の追加）

見直しの趣旨

令和5年度　埼玉県が上位計画を見直し
「荒川流域別下水道総合計画」

- 将来人口、汚水量原単位、計画汚水量等が変更
- 市野川浄化センター、高坂浄化センター、環境センターの統廃合を反映

↓

関連計画との整合を図る
実態に即した適切な将来計画を策定する

全体計画で主に定めるもの

- 計画期間：　整備の目標年次
- 計画区域：　下水道を整備する範囲（全体計画区域）
- 計画人口：　将来的にその区域に住むと想定される人口
- 計画汚水量：家庭や工場から排出される水の量
- 施設配置：　処理場の位置、ポンプ場の場所、および主要な管渠のルート
- 排除方式：　「分流式」（汚水と雨水を別々に流す）か「合流式」（一緒に流す）かの決定

見直しの内容　※汚水計画のみ

- 計画期間　⇒　見直し
- 計画区域　⇒　変更なし
- 計画人口　⇒　見直し
- 計画汚水量　⇒　見直し
- 施設配置　⇒　一部見直し
- 排除方式　⇒　変更なし

計画期間について

- 「新荒川流総計画」と整合を図り、目標年次を令和17年度から令和31年度に変更する。

最終目標年次	令和31年度
中間目標年次①	令和11年度
中間目標年次②	令和21年度

※既全体計画は令和17年度目標

計画区域について

- 計画区域　⇒　変更なし

市街化区域
＋
大東文化大学

高坂処理区 ⇒ 高坂分区

処理施設統廃合に伴い
市野川処理区となるため

計画人口について

- 本検討における将来人口は、上位計画である新荒川流総計画の値を採用する方針とする。

項　　目	令和6年度（現況）	令和11年度	令和21年度	令和31年度
行政人口	91,065人	89,700人	84,700人	79,200人
下水道処理区域内人口	48,968人	49,800人	49,700人	46,500人

※既全体計画値は82,700人（令和17年度）

計画汚水量について①

- 計画汚水量の設定は、
  計画汚水量
  地下水量
  の設定フローにより算定

計画汚水量について②

- 原単位については新荒川流総計画値を採用する。

項目		既全体計画	今回全体計画	新荒川流総計画
家庭汚水量原単位（L/人・日）	生活汚水量原単位（L/人・日）	250	240	240
	営業汚水量原単位（L/人・日）	65	40	40
地下水量原単位（L/人・日）		65	55	55
計		380	335	335

計画汚水量について③

- 算定の結果、計画汚水量については、以下のとおりとなった。

	既全体計画	今回全体計画	新荒川流総計画
	日平均	日平均	日平均
家庭汚水量（㎥/日）	18,900	15,570	15,570
工場排水量（㎥/日）	5,150	6,810	6,810
その他排水量（㎥/日）	850	1,055	1,050
計（㎥/日）	24,900	23,435	23,430

施設配置について

- 市野川浄化センターへ統合　⇒　変更なし
  （平成30年度位置づけ）

- 環境センター敷地内に第２中継ポンプ場が必要

排除方式について

- 排除方式　⇒　変更なし

未整備区域は全て分流式

合流式（当初）　⇒　分流式

（公共用水域の水質汚濁防止）

市野川処理区	合流式：中心市街地の一部（125.5ha）
	分流式：上記以外
高坂処理区	分流式：全域

安心で安全な下水道を今後も維持していくために、適切な維持管理や施設の更新・耐震化に取り組み、人口減少を踏まえた施設の統廃合など時代の変化に合わせた効率化を進めてまいります。

ご清聴ありがとうございました。